

議案第38号

つくば市児童発達支援センター条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市児童発達支援センター条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、法第43条に規定する児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
つくば市こども発達支援センターはるいろ	つくば市春日一丁目8番地3

(事業)

第3条 センターにおいては、次に掲げる事業（以下「センターの事業」という。）を行う。

(1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関する事業（以下「児童

発達支援事業」という。)

- (2) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関する事業(以下「保育所等訪問支援事業」という。)
- (3) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業(以下「障害児相談支援事業」という。)
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第19項に規定する計画相談支援に関する事業(以下「計画相談支援事業」という。)
- (5) 障害者総合支援法第5条第20項に規定する基本相談支援に関する事業(以下「基本相談支援事業」という。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
(利用することができる者)

第4条 センターの事業を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 児童発達支援事業 市内に住所を有する小学校就学の始期に達するまでの児童であつて法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定(以下「通所給付決定」という。)に係るもの及びその保護者
- (2) 保育所等訪問支援事業 市内に住所を有する児童であつて通所給付決定に係るもの及びその保護者
- (3) 障害児相談支援事業 市内に住所を有する児童の保護者(法第21条の5の6第1項若しくは法第21条の5の8第1項の規定による申請をしている者又は通所給付決定を受けている者に限る。)
- (4) 計画相談支援事業 市内に住所を有する児童であつて障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費の支給に係るもの及びその保護者
- (5) 基本相談支援事業 市内に住所を有する児童及びその保護者又はその介護を行う者

(6) 前条第 6 号に掲げる事業 市長が適当と認める者

2 前項（第 6 号に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、市長が適当と認める者は、センターの事業（前条第 6 号に掲げる事業を除く。）を利用することができる。

（児童発達支援事業の定員）

第 5 条 児童発達支援事業の 1 日当たりの利用定員は、40人とする。

（休所日）

第 6 条 センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が公益上又はセンターの管理上必要があると認めるときは、休所日に開所し、又は休所日以外の日

に休所することができる。

(1) 日曜日及び土曜日（毎月第 2 及び第 4 土曜日を除く。）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 1 月 2 日及び同月 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで

（利用時間）

第 7 条 センターの利用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が公益上又はセンターの管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用料）

第 8 条 第 3 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事業を利用する者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める使用料を納付しなければならない。ただし、法第 21 条の 6 に規定する措置を受ける者は、この限りでない。

(1) 児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業 法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第 1 項に規定する指定通所支援に要した費用（同項に規定する通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）

(2) 障害児相談支援事業 法第 24 条の 26 第 2 項に規定する内閣総理大臣が定める

基準により算定した費用の額（その額が現に同項に規定する指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）

- (3) 計画相談支援事業 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同項に規定する指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）

(使用料の納期限)

第9条 前条の使用料は、市長が定める納期限までに納付しなければならない。

(利用手続)

第10条 第3条第1号から第4号までに掲げる事業を利用しようとする者は、市と当該事業の利用に関する契約を書面により締結しなければならない。

- 2 第3条第5号及び第6号に掲げる事業を利用しようとする者は、その旨を市長に申し出なければならない。

(利用の制限等)

第11条 市長は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を拒否し、停止し、若しくは制限し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (4) 伝染性の疾病を有するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの利用を不相当と認めるとき。

(損害賠償等)

第12条 センターの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、遅滞な

くその旨を市長に届け出るとともに、直ちにこれを原状に復し、又はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

- 2 つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例(平成20年つくば市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

54 つくば市児童発達支援センター

(提案理由)

児童発達支援センターを設置し、その管理・運営に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）新旧対照表

（附則第2項関係）

改正後	改正前
本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1—53（略） <u>54</u> <u>つくば市児童発達支援センター</u>	本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1—53（略）

議案第 38 号

つくば市児童発達支援センター条例についての説明資料

つくば市福祉部障害福祉課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

「つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会」から提出された「つくば市児童発達支援センター整備に関する提言」の基本理念に基づき、障害や発達に心配のある児童や保護者の支援を行う地域の中核的な役割を担う機関として、児童発達支援センターを開設するため、条例の制定を行うものである。

○ 他自治体の状況等

土浦市、古河市、柏市、宇都宮市、松戸市などが設置

○ 上位計画又は関連計画等

・つくば市障害者プラン
つくば市障害者計画・つくば市障害福祉計画・つくば市障害児福祉計画

○ 根拠法令及び関係法令等

・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

児童発達支援センターを地域の障害児支援における中核的な役割を担う機関として整備することで、障害や発達に心配のある児童とその保護者に専門的支援や家族支援を切れ目なく提供することが可能となるとともに、地域の関係機関との連携強化を図り、身近な地域で必要な支援を受けられる支援体制の構築を推進することができる。